



一戸町国土強靱化地域計画【概要版】

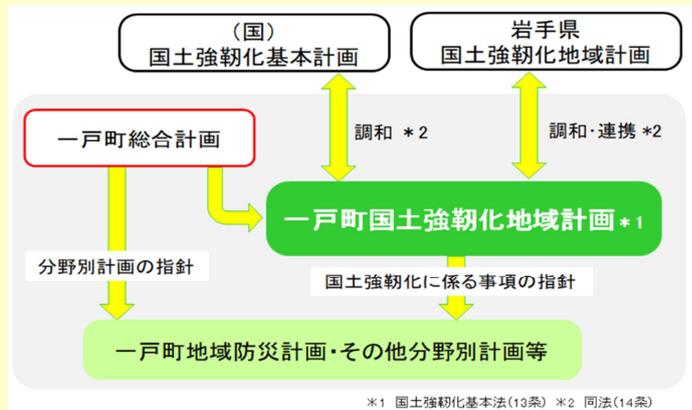
基本的な考え方

(1) 策定趣旨

- 平成 25 年 12 月：国「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行
- 平成 26 年 6 月／平成 30 年 12 月：国「国土強靱化基本計画」閣議決定・改定
- 平成 28 年 3 月／令和 3 年 3 月：岩手県「岩手県国土強靱化地域計画」策定・改定
- 国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域社会の構築を目指して、一戸町の強靱化に関する指針となる一戸町国土強靱化地域計画を策定

(2) 計画の位置付け／めざすべきまちの姿

- 本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本町の総合的な指針である一戸町総合計画との整合を図りながら、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。
- 本計画では、一戸町総合計画における将来像の実現に向けて、国土強靱化の観点から、強く、しなやかな地域づくりを目指す。



- (1) みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち
- (2) みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち
- (3) みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち

(3) 基本目標

人命の保護が最大限図られること

社会の重要な機能が致命的な被害を受けずに維持されること

町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

(4) 対象とする大規模災害（リスク）

①地震災害

②大規模な風水害

(5) 事前に備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(6) 計画期間

- 計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間。2 期目以降は町総合計画の計画期間と合わせる。